

(第 1 面)
 開発等協議事項に係る見解書

(提出先)
 横浜市長

横浜市開発事業等の調整等に関する条例 (以下「条例」という。) 第 16 条第 6 項の規定により、開発等協議を行った事項についての見解書を提出します。

1 開発事業又は土石の堆積事業の概要等

提出年月日		年	月	日
開発事業者又は 土石の堆積事業者 (提出者)	住所			
	氏名			
	電話			
連絡先 (担当者・代理者)	氏名			
	電話			
	E-mail			
開発事業受付番号又は 土石の堆積事業受付番号		第	宅開計・農開計・森開計・共開計・土計	号
開発事業区域又は 土石の堆積事業区域 の所在地 (地番)				
開発事業又は 土石の堆積事業の区分	開発 事業	<input type="checkbox"/> ア：開発行為 (開発区域の面積 500 m ² 以上等) <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築 (建築物の敷地の面積 3,000 m ² 以上等) <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為 (開発区域の面積 500 m ² 未満かつ道路位置指定を要するもの)		
		<input type="checkbox"/> 土石の堆積事業		
				受付欄

(注意)

- 「開発事業者」又は「土石の堆積事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「連絡先 (担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 「受付欄」は、記入しないでください。

(A 4)

2 協議事項についての開発事業者等の見解

協議事項	開発事業者等の見解	添付図書

3 添付図書の一覧

(1) 土地利用計画図

※ 次の開発事業又は土石の堆積事業の場合は、添付は不要です。

- ・「エ：宅地造成及び特定盛土等」に該当する開発事業のうち開発事業区域の面積が 500 m² 未満であるもの
- ・都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する開発事業
- ・条例第 3 条第 1 号又は第 2 号に規定する開発事業

(2) 造成計画平面図

※ 開発事業に関する工事が宅地造成及び特定盛土等に関する工事（宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項ただし書きの規定による工事を除く。）に該当しない場合又は土石の堆積事業の場合は、添付は不要です。

(3) 土石の堆積計画平面図（土石の堆積事業の場合に限る。）

(4) 協議事項についての開発事業者等の見解を示すために必要な図書

(注意)

- 1 必要に応じてこの面の枚数を追加してください。
- 2 3 (1) から (4) までに掲げる図書は、開発等協議により開発事業等の構想を変更した場合は、変更後のものを添付してください。